

栃木県立栃木高等学校の運動部・文化部活動に係る活動方針

目標	<p>○部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の教育活動の一環として行われるものである。このことから、活動する生徒が部活動を通して余暇を有効に活用して心身を鍛え、充実した学校生活を送ろうとする自発的・主体的な態度を養う。</p> <p>○部活動を通して、学年を越えた生徒間や師弟間の交流の中で、望ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲を向上させ、自己肯定感、責任感、連帯感を育成する。</p> <p>○部活動を通して、技術・競技力の向上を図るとともに、個性を伸長させ、自ら選択した競技・分野等を生涯にわたって楽しむ意欲と態度を養う。</p> <p>○安全管理を徹底し、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を共有して安全対策を講じるなど、学校全体での意識高揚をはかりながら、生徒が安心安全に参加できる部活動運営を行う。</p>
休養日	<p>○学期中は、原則として週あたり2日以上以上の休養日を設ける。その休養日は、できるだけ週末（土曜日及び日曜日）に設ける。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。ただし、中学生より心身が発達している生徒が、本校の部活動での活動を自ら選択し、本校へ入学してきたことを踏まえ、本校の実情、競技種目、分野、活動目的等に応じて、休養日を週あたり1日とすることもある。その1日も、できるだけ、週末に設ける。</p> <p>○長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。</p>
活動時間	<p>○1日の活動時間については、本校の実情、競技種目、分野等の特性などに応じて適切に設置する。生徒の健康管理に十分に配慮し、学校生活や授業等に支障のない範囲で、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。</p> <p>○平日の活動は、原則として18時30分までとし、19時には完全下校とする。さらに、1日当たりの平均活動時間は2時間程度とする。なお、平日の活動のうち、金曜日は部活動重点日とし、できるだけ放課後に会議・打合せ等を入れないようにして、活動時間の確保に努めることとする。</p> <p>○休業日の活動は、原則として3時間程度とする。ただし、大会参加や練習試合等でこれを超えた活動時間になることがある。</p> <p>○活動時間の短縮、活動内容の合理化・効率化によって質を高め、これを実現するべきであり、安心安全が疎かにされてはならない。</p> <p>○定期試験初日の1週間前から定期試験実施期間（最終日を除く）および、校長が指定した日は部活動を行わない。ただし、当該期間において、大会等参加のためやむを得ず活動する場合は、特別に通常よりも効率的な活動とする条件で、事前に校長に申し出て、承認を得ることとする。</p>
設置する部活動等	<p>【運動部】 野球、バスケットボール、バレーボール、サッカー、陸上競技、ソフトテニス、卓球、剣道、柔道、水泳、山岳、バドミントン、弓道、テニス、応援団</p> <p>【文化部】 社会、音楽、語学、演劇、美術、物理、化学、生物、園芸、写真、書道、放送、史学、天文、茶道、囲碁将棋、情報科学、漫画創作</p>
大会参加	<p>○各部が参加できる大会は次の通りとする。ただし、参加に当たっては、生徒の健康面及び学習面に十分配慮する。また、年間のその他の練習試合等の日数についても無理なく設定し、保護者の経済的負担も考慮する。</p> <p>ア 高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会</p> <p>イ 県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会</p> <p>ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等</p>
部活動の運営	<p>(1) 生徒の健康・安全への配慮</p> <p>○部活動顧問は、生徒が自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力・技術の修得状況等を把握し、無理のない活動となるよう留意するとともに、生徒の健康・体調等の確認、設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処のしかたの確認、医療機関等への連絡体制を整備する。</p> <p>○部活動顧問は、生徒の活動に立ち会い直接指導することを原則とするが、直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携・協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した具体的な内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。</p> <p>○部活動顧問は、天候やその急変等に備え、あらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。</p> <p>○各種感染症への対応に関しては、新型コロナウイルス感染症に限らず、年間を通して、県が定めた「部活動実施に係る対応マニュアル（後掲）」を適用して活動する。合宿や遠征時には、格段の配慮をし、十分な対応ができない場合は、これらの活動を行わない。</p> <p>(2) 体罰等の禁止</p> <p>○部活動顧問は、いかなる理由があっても、部活動の指導において厳しい指導として体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。</p> <p>(3) 保護者の理解と協力を得た活動</p> <p>○保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、部活動顧問は、活動の目標・方針、休養日、一日の活動時間、活動内容等について、保護者に周知する。</p> <p>(4) 部活動指導員等の外部指導者との連携</p> <p>○各部活動の持続可能な運営のため、所定の手続きにより、実情や種目・分野等において、必要に応じて外部指導者を任用することができる。その際、関係部活動顧問は、外部指導者と密接に連携を図る。</p> <p>(5) 金銭の取り扱い</p> <p>○学校生徒会の部費以外で、部の運営のために必要なものとして保護者から集金した金銭については、適正に処理した上、定期的に明瞭化された会計報告を行う。</p>

※新型コロナウイルス感染拡大により、今後の大会等の予定が変更になる可能性があります。そのため、各部活動の活動方針及び年間活動計画については、今後県の動向を注視し、方向性が決まり次第、掲載いたします。

部活動実施に係る対応マニュアル (2020.6.19 Ver.2)

スポーツ振興課
高校教育課
特別支援教育室

部活動については、「学校再開後の教育活動に関する県立学校の指針(6月5日改訂版)」のとおり、本県の警戒度が「感染観察」レベルで推移している状況であれば、7月以降「レベル1」の留意事項を踏まえた活動に移行する。本マニュアル(Ver.2)は、円滑な移行のための準備期間を含む6月22日からの部活動について、感染拡大防止等の観点を踏まえ、活動内容や方法等を示すものである。

学校教育活動の一環として行われる部活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16Ver.2)」や「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針(令和2(2020)年5月26日改正)」等に基づき、感染防止策を徹底・継続した上で実施するものとする。

また、中央競技団体や関係団体から活動再開におけるガイドライン等が作成されており、競技等の再開時期や安全に配慮した活動、トレーニング内容について示されていることから、これらのガイドライン等を参考にしながら、運動部及び文化部の活動の幅を段階的に広げていくものとする。

なお、本マニュアル(Ver.2)は全ての学校一律の実施を前提とするものではなく、万全な安全対策を講じた上で、学校の実情に応じマニュアル(Ver.1)から移行するものとする。

1 感染拡大防止について

(1) 換気等の徹底

体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。

(2) 手洗い・消毒の徹底

活動中はこまめな手洗いを徹底し、使用する用具等は、使用前後に消毒を行い、不必要に使い回しをしない。

(3) マスクの着用

【運動部】

運動する際、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるためには、生徒の間隔を十分に確保するなど、以下①から④の事項を十分に踏まえた対策を講じる。

①生徒間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。

②軽度な運動を行う場合や生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、運動時は医療用や産業用マスクではなく、家庭用マス

クを着用する。

- ③マスク着用時には呼気が激しくなるような運動を行うことを控え、生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の生徒との距離を2m以上確保して休憩するよう指導する。
- ④顧問は、原則として指導中はマスクを着用する。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ない。

*「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（令和2年5月21日付け事務連絡スポーツ庁政策課学校体育室）」参照

【文化部】

活動する際は、マスクを着用する。ただし、マスクを着用したまま発声等をする場合、生徒が息苦しさを感ずることもあるので、その場合は、換気や距離を十分とるなどの配慮の上、マスクを外してよい。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。

2 活動内容、方法等について

(1) 生徒の健康管理の徹底

- ・部活動開始前に、生徒の状況（体温、体調）について健康観察シートを活用し把握する。
- ・発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、必要に応じて医療機関を受診させる。

(2) 活動における留意事項

- ・部活動への参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重し、強制しない。
- ・体力が十分に回復していない生徒もいると考えられるため、当該種目に必要な体力を高めるとともに、段階的な指導を行う。
- ・十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動は徐々に行う。
- ・生徒の体力や健康状況を把握する。
- ・熱中症対策を十分に講じた上で実施する。
- ・生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけはずして呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。
- ・活動時間についてはより短時間とし、休養日を適切に設定する。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問等の指導のもと実施する。

(3) 活動内容

- ・活動内容については「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16Ver.2）」や「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針（令和2（2020）年5月26日改正）」等を踏まえるとともに、各競技団体や関係団体が示しているガイドライン等を参考にしながら、基本的な感染防止策を徹底・継続した上で実施

- することとし、制限されている活動や内容等を行わない。
- ・ 6月中は原則として校内に限定した活動とする。
 - ・ 6月22日以降は、ゲーム形式等の実践的な練習や活動を可とする。ただし、競技団体等のガイドラインで示された安全対策を適切に講じる。
 - ・ 7月1日以降は校外での活動も可とする（県内のみ）。
 - ・ 8月1日以降は県外での活動も可とする。
- 【運動部】**
- ・ 活動内容の留意事項については、競技により一律ではないため、各競技団体のガイドライン等を必ず確認する。
- ※中央競技団体 競技開始等ガイドライン参照
- 【文化部】**
- ・ 密集する活動や近距離で発声したり演奏したりする活動、接触する活動を実施する際は、活動場所が密にならないようにすることはもとより、活動場所のこまめな換気や身体的距離を十分確保するなどの万全な安全対策を講じた上で慎重に実施する。

(4) 活動場所や時間、人数等に配慮した活動

- ・ 部員数が多い場合、生徒が密集した活動とならないように工夫する。
- ・ 練習中、順番を待つ際は、互いに距離をとる。
- ・ 活動場所が狭く、順番待ち等で密集した状態となる場合、時間をずらすなどして、一度に活動する人数を減らす。
- ・ 更衣室や部室を使用する場合は、換気をこまめに行う。短時間の利用とし、一斉に利用しないよう配慮する。(着替え等)

3 大会や対外試合、演奏会、合宿等の参加について

	6月22日 ～6月30日	7月1日～	8月1日～
大会、対外試合、演奏会、イベント等への参加	不可	可 ※校長が認めた上で、生徒本人、保護者の了解を得る。 ※主催団体、イベント主催者及び施設管理者等が示すガイドラインを遵守する。	
合宿等、宿泊を伴う活動	不可	可 ※施設管理者等が示すガイドラインを遵守する。	
活動範囲	原則校内	県内	県内外

4 その他

各学校は、県や文部科学省、厚生労働省、関係団体等のホームページをこまめに

確認するなど、最新の情報を入手し、引き続き、生徒の安全確保に留意する。
なお、今後の感染状況により、対応が変更になる可能性がある。

<参考ホームページ>

- 栃木県 HP <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>
- 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>
- 移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf
- 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>
- スポーツ庁
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html
- 日本スポーツ協会
<https://www.japansports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>
- 日本障がい者スポーツ協会
https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200529_002159.html

活動内容及び大会や対外試合、演奏会、合宿等の参加について

期日	6月22日～6月30日	7月1日～	8月1日～
活動内容	<p>活動内容については「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16Ver.2)」や「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針(令和2(2020)年5月26日改正)」等を踏まえるとともに、各競技団体や関係団体が示しているガイドライン等を参考にしながら、基本的な感染防止策を徹底・継続した上で実施することとし、制限されている活動や内容等を行わない。</p> <p>【運動部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動内容の留意事項については、競技により一律ではないため、各競技団体のガイドライン等を必ず確認する。 ※中央競技団体 競技開始等ガイドライン参照 <p>【文化部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 密集する活動や近距離で発声したり演奏したりする活動、接触する活動を実施する際は、活動場所が密にならないようにすることはもとより、活動場所のこまめな換気や身体的距離を十分確保するなどの万全な安全対策を講じた上で慎重に実施する。 		
大会、対外試合、演奏会、イベント等への参加	不可	<p>可</p> <ul style="list-style-type: none"> ※校長が認めた上で、保護者、生徒本人の了解を得る。 ※主催団体、イベント主催者及び施設管理者等が示すガイドラインを遵守する。 	
合宿等、宿泊を伴う活動	不可	<p>可</p> <ul style="list-style-type: none"> ※施設管理者等が示すガイドラインを遵守する。 	
活動範囲	原則校内	県内	県内外
時間及び日数	「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」及び「栃木県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。		
休養日			

○今後の感染状況により、対応が変更になる可能性がある。

中央競技団体 競技開始等ガイドライン

No.	競技団体等	ガイドライン (クリックすると外部サイトに移動します。)
0	日本スポーツ協会	スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
1	スケート	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策としてのスポーツ活動再開ガイドラインについて
2	アイスホッケー	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策としてのアイスホッケー活動再開ガイドライン
3	スキ	作成中
4	陸上競技	陸上競技活動再開のガイダンス策定のお知らせ
5	水泳	水泳活動におけるCOVID-19対策の留意点について
6	サッカー	JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン (47 都道府県サッカー協会/9 地域サッカー協会向け)
7	テニス	感染症予防安心・安全テニスの心得
8	ボート	「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策としてのボート競技のトレーニング再開のためのガイドライン」について
9	ホッケー	作成中
10	ボクシング	感染症と共存する新しい生活様式におけるボクシング競技の活動再開に関するガイドライン
11	バレーボール	バレーボール競技に関わる大会等再開時のガイドライン
12	体操	体操活動における感染拡大予防ガイドライン公開
13	バスケットボール	新型コロナウイルス感染症に関するバスケットボール活動再開ガイドライン策定のお知らせ
14	レスリング	(公財)日本レスリング協会 COVID-19 対策トレーニングガイドライン(スポーツ医科学委員会・強化委員会)
15	セーリング	セーリング競技に関わる大会等再開時のガイドライン
16	ウエイトリフティング	(公社)日本ウエイトリフティング協会 COVID-19対策トレーニング再開ガイドライン【全国版】 (公社)日本ウエイトリフティング協会 新型コロナウイルス感染対策 トレーニング再開ガイドライン
17	ハンドボール	安全なハンドボール競技活動のためのガイドライン作成について
18	自転車	作成中
19	ソフトテニス	ソフトテニス大会再開に向けたガイドラインについて
20	卓球	日本卓球協会における新型コロナウイルス感染症対策
21	軟式野球	JSBB感染予防対策ガイドライン(改訂版)について
22	相撲	相撲におけるスポーツ活動再開ガイドライン新型コロナウイルス感染症対策
23	馬術	新型コロナウイルス関連のお知らせ(まとめ)6月10日更新
24	フェンシング	日本フェンシング協会 新型コロナウイルス関連サイト
25	柔道	新型コロナウイルス感染症関連(6月18日更新)
26	ソフトボール	新型コロナウイルス(COVID-19)におけるソフトボール活動の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
27	バドミントン	日本バドミントン協会 新型コロナウイルス関連サイト
28	弓道	作成中
29	ライフル射撃	新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン(NTCイートン射撃場)
30	剣道	対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 「対人稽古自粛のお願い」の解除
31	ラグビーフットボール	通達)ラグビー競技の再開にむけて
32	山岳	【クライミングジムの営業再開に向けた感染予防指針】について 登山再開に向けてのガイドライン
33	カヌー	カヌー活動再開ガイドライン 新型コロナウイルス「COVID-19」感染拡大防止ガイドライン
34	アーチェリー	イベント開催における感染防止策について
35	空手道	(公財)全日本空手道連盟感染拡大防止ガイドライン
36	銃剣道	緊急事態宣言解除後における新型コロナウイルス感染防止のお願い
37	クレール射撃	地方公式大会実施に伴うガイドラインについて
38	なぎなた	行事(活動)再開に向けた感染拡大防止ガイドライン
39	ボウリング	新型コロナウイルス感染症予防策ガイドライン
40	ゴルフ	【日本国内の小規模ゴルフ競技(非興行型のアマチュアイベントやプロも参加する小規模予選会を含む)における新型コロナウイルス感染症対策について】 【日本国内の小規模ゴルフイベント(非興行型のアマチュアイベントやプロも参加する予選会を含む)における新型コロナウイルス感染症に対する具体的な運用事例について】
41	トライアスロン	COVID-19 国内向け運営ガイドライン「大会開催に際して注意する点」
42	パワーリフティング	新型コロナウイルス感染症対策運用ガイドライン
43	グラウンドゴルフ	大会の再開に伴う新型コロナウイルス感染の予防について(お願い)
44	バウンドテニス	バウンドテニス大会の再開に向けた感染拡大予防について
45	スポーツチャンバラ	大会における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン
46	拳法競技	練習再開に対する指針
47	ダンススポーツ	安全なダンス教室営業に向けて
48	ゲートボール	ゲートボール活動自粛継続のお願い
49	チアリーディング	チアリーディング活動再開